

媒介等の業務届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名
法人番号
担当部署名
電話番号及び電子メールアドレス

印

電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
MVNOの携帯電話端末サービス	一般財団法人日本IoT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	一般財団法人日本IoT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	×	○	○	○	○
MVNOの期間拘束あり無線インターネット専用サービス	一般財団法人日本IoT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	一般財団法人日本IoT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	×	○	○	○	○
MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス	一般財団法人日本IoT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	一般財団法人日本IoT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	×	○	○	○	○

- 注1 「媒介等の業務に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従って記載すること。二以上の媒介等の業務に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者又は委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者が異なる場合は、項を分けて記載すること。
- 2 「氏名又は名称」の欄には、当該欄に記載する者が個人である場合にあつては当該者の氏名、法人又は団体である場合にあつては当該法人名又は当該団体名を記載すること。
- 3 「法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。ただし、法人番号がない場合にあつては空欄とすること。
- 4 「委託に係る再委託の有無」の欄には、再委託を行っている場合には「○」、行っていない場合には「×」を記入すること。
- 5 「店舗販売」、「訪問販売等」、「電話勧誘販売」又は「通信販売等」の欄のうち、媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。
- 6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法73条の2第1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。
- 届出者の氏名又は名称
 - 届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号
 - 届出年月日
 - 届出者の法人番号
 - 届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務
- 7 記載する媒介等の業務に係る電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2. 届出方法

▼届出先一覧

総合通信局等	担当課	連絡先（電話番号）	所在地	管轄区域
北海道総合通信局	電気通信事業課	011-709-2311 (内線4705)	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	北海道
東北総合通信局	電気通信事業課	022-221-0630	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町三丁目2-23 仙台第2合同庁舎内(12F-15F)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局	電気通信事業課	03-6238-1677	〒102-8795 東京都千代田区九段南1丁目2番1号九段第3合同庁舎	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局	電気通信事業課	026-234-9951	〒380-8795 長野市旭町1108長野第一合同庁舎	新潟県、長野県
北陸総合通信局	電気通信事業課	076-233-4422	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	電気通信事業課	052-971-3416	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局	電気通信事業課	06-6942-8518	〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局	電気通信事業課	082-222-3377	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国総合通信局	電気通信事業課	089-936-5042	〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局	電気通信事業課	096-326-7953	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9カフーナ旭橋 B街区 5階	沖縄県

【記載事項の解説】

	記載事項
①	住所
②	氏名
③	法人番号
④	担当部署名
⑤	電話番号及び電子メールアドレス
⑥	媒介等の業務に係る電気通信役務
⑦	媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称等
⑧	委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称等
⑨	委託に係る再委託の有無
⑩	媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別

解説
届出者の住所を記載すること。法人である場合は登記上の本店所在地を記載し、その他の場合は本人又は代表者の住民票上の住所を記載すること。
当該欄に記載する者が個人である場合にあっては当該者の氏名、法人である場合にあっては当該法人名及び代表者の氏名を記載すること。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。法人番号がない場合にあっては空欄とすること。
総務省からの問合せ等を受ける担当窓口となる部署がある場合は、名称を記載すること。
連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。ただし、担当部署等の連絡先に頻繁な変更が想定される場合は、代表番号や代表のメールアドレスを記載すること。
届出者が取り扱う(媒介等の業務の対象となる)電気通信役務の種類について、指定告示における電気通信役務の区分ごとに記載すること。 この際、具体的な電気通信役務の名称については、 指定告示上の名称(例:「仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務」)や具体的なサービス名(例:「〇〇光マンションタイプ」)ではなく、 本Excel別シート【参考2】「指定告示において指定する電気通信役務の一覧中のサービス名(例:「FTTHアクセスサービス(足回り回線)」)を用いること。 また、複数の種類の電気通信役務を取り扱う場合には、⑦～⑩までの項目は、それぞれの役務の単位ごとに記載すること。指定告示においては、アクセスサービス(足回り回線部分)と当該回線により提供されるインターネット接続サービス(ISP部分)を区別して規定しているが、足回り回線部分とISP部分が一体として提供されている場合は、「指定告示において指定する電気通信役務の一覧」中の「複数の電気通信役務が一体提供されているもの」欄に記載した電気通信役務の名称を用いること。 ただし、「複数の電気通信役務が一体提供するもの」に該当するものであっても、それぞれの電気通信役務を提供する電気通信事業者が異なっていたり、それぞれの電気通信役務の委託元が異なっていたりする場合には、それぞれ別の行に記載すること。
届出者が取り扱う(媒介等の業務の対象となる)電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称、住所及び法人番号について記載すること。
届出者に直接媒介等の業務を委託する電気通信事業者又は媒介等業務受託者の名称、住所及び法人番号について記載すること。届出者が電気通信事業者から直接委託を受けている場合(いわゆる1次代理店である場合)には、⑦と同じ内容を記載すること。
届出者が委託を受ける媒介等の業務を更に他者に再委託を行っている場合には「○」、行っていない場合には「×」を記入すること。
媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。 各販売方法の別の定義は以下のとおり。 【店舗販売】: 自らの営業所において対面により電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法 【訪問販売等】: 対面により電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法であって、店舗販売に該当しないもの 【電話勧誘販売】: 電話をかけ又は電話をかけさせ、その電話において電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を行う販売方法 【通信販売等】: 対面によらず電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法であって、電話勧誘販売に該当しないもの この際、同一の役務に対して複数の販売方法がある場合には、複数項目に「○」を記入すること。また、「契約の締結の勧誘」と「契約の申込みの受領」を異なる販売方法で実施している場合には、各項目に「○」を記入すること。